

（突入防止装置）

第17条 平成17年8月31日（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、かつ、高さ2.0メートル以下の自動車にあっては平成19年8月31日）以前に製作された自動車については、保安基準第18条の2第3項及び第4項の規定並びに細目告示第24条、第102条及び第180条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が7トン以上の自動車及び牽引自動車を除く。）の後面には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入するおそれの少ない構造の自動車にあっては、この限りでない。

イ 突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の60パーセント以上であること。

ロ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上700ミリメートル以下となるように取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上1,500ミリメートル以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が600ミリメートル以下となるように取り付けられていること。

ホ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

二 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のもの（牽引自動車を除く。）の後面には、次の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、本号に規定する突入防止装置と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。

イ 突入防止装置は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100ミリメートル以上であって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側200ミリメートルまでの間にあること。

ロ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上550ミリメートル以下となるように取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、前号ハ及びホの基準に準じたものであること。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定

は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和43年7月31日以前に製作された自動車	第1号及び第2号
二 昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が8トン以上若しくは最大積載量が5トン以上のもの又はこれらのものに該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車を除く。）	第1号及び第2号

- 3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 平成9年9月30日以前に製作された自動車	第1号及び第2号	車両総重量が7トン以上	車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上

- 4 第1項第2号の自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限る。）であって昭和43年8月1日から平成4年5月31日までに製作されたものについては、同号の規定にかかわらず、同項第1号の基準に適合する突入防止装置を備えればよい。
- 5 保安基準第18条の2第3項及び細目告示第24条第1項第2号又は第102条第1項第1号の規定が適用される自動車のうち平成17年9月1日（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下かつ高さ2.0メートル以下の自動車にあっては平成19年9月1日）から平成24年7月10日までに製作された自動車については、細目告示第24条第1項第2号及び第102条第1項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添25（突入を防止する構造装置を備える自動車にあっては同告示別添26）に適合するものであればよい。
- 6 保安基準第18条の2第4項及び細目告示第24条第3項第2号の規定が適用される自動車のうち平成17年9月1日（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下かつ高さ2.0メートル以下の自動車にあっては平成19年9月1日）から平成24年7月10日までに製作された自動車については、細目告示第24条第3項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添26に適合するものであればよい。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添26 3.2.3. 及び3.3.6. の規定中「地上1500ミリメートルを超える」とあるのは「地

上3000ミリメートルを超える」と読み替えるものとする。

- 7 平成17年9月1日（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下かつ高さ2.0メートル以下の自動車にあっては平成19年9月1日）から平成24年7月10日までに製作された自動車については、細目告示第102条第3項第1号へ及び第180条第3項第1号への規定は、適用しない。
- 8 平成27年7月25日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車、牽引自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5トン以下の小型自動車及び軽自動車を除く。）を除く。）については、保安基準第18条の2第3項及び第4項並びに細目告示第24条、第102条及び第180条の規定は、適用しない。
- 9 平成27年7月25日以前に作製された貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラについては、細目告示第24条第1項及び第3項、第102条第1項及び第3項並びに第180条第1項及び第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第829号）による改正前の細目告示第24条第1項及び第3項、第102条第1項及び第3項並びに第180条第1項及び第3項の規定に適合するものであればよい。
- 10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第24条、第102条及び第180条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第24条、第102条及び第180条の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和元年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和元年9月1日から令和3年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和元年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和3年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの